

安全データシート

会社名：株式会社 高純度化学研究所

住 所：〒350-0284 埼玉県坂戸市千代田 5-1-28

電 話：049(284)1511 F A X：049(284)1351

作成部門：品質保証部

整理番号：YR11PAG

作 成：1996年 6月14日

R1：2018年 7月10日

1 化学物質等及び会社情報

1.1 製品情報

製品名：Y(C₁₁H₁₉O₂)₃ トリス(ジヒパロイルメタト)イットリウム Tris(dipivaloylmethanato) yttrium

カタログ#	YR06GB
純度、形状、備考	—, 固体, —

1.2 会社情報 上部に記載

2 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	環境に対する有害性	物理化学的危険性
皮膚腐食性/刺激性；区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性；区分2 特定標的臓器毒性(単回暴露)；区分3	データなし	水反応可燃性化学品；区分外

GHS ラベル W

絵表示



注意喚起語 警告

危険有害性情報	注意書き
皮膚刺激 強い眼刺激 呼吸器への刺激のおそれ	取り扱いの際には保護眼鏡、手袋、保護マスク、保護衣他必要な保護具を着用すること。 粉塵、ミストの吸入を避ける。取扱い中の飲食喫煙を避け取扱い後は手洗いを励行。 汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用時には洗濯すること。 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、楽な姿勢で休息させる。 眼に入った場合、流水で数分間注意深く洗う。刺激が続く場合は、医師の診断を受ける。 皮膚についた場合、直ちに汚染された衣類を全て取り除き、皮膚を多量の流水/シャワーで流しながら石鹸を用いてよく洗い落とす。皮膚に異常があれば医師の診断を受ける。 暴露したとき、または気分が悪いときは医師に連絡すること。 涼所におき、日光を避ける。容器を密閉して換気の良いところで保管する。 施錠して保管すること。 内容物/容器を法規に従って廃棄すること。

国・地域情報：・ 労働安全衛生法 表示・通知対象物(イットリウム化合物)

その他の危険有害性：・ 該当項目に参考情報を記載した。

3 組成、成分情報

単一製品、混合物の区分：単一製品

化学名：トリス(2,2,6,6-テトラメチル-3,5-ヘプタンジオネート)イットリウム

Tris(2,2,6,6-tetramethyl-3,5-heptanedionato) yttrium

別 名：トリス(ジヒパロイルメタト)イットリウム

Tris(dipivaloylmethanato) yttrium

化学式：Y(C₁₁H₁₉O₂)₃

組 成：100 %

P R T R 法 非該当

官報公示整理番号：・ 化審法 新規化学物質

C A S #：15632-39-0

R T E C S #：登録なし

T S C A：登録なし

E I N E C S：登録なし

参考：・ 2, 2, 6, 6-テトラメチル-3, 5-ヘプタンジオン(別名:ジヒパロイルメタン)
 2, 2, 6, 6-tetramethyl-3, 5-heptanedione (Dipivaloylmethane; Hdpm)
 化学式: $C_{11}H_{20}O_2$ $(CH_3)_3CCOCH_2COC(CH_3)_3$
 CAS#: 1118-71-4 EINECS#: 2142683 TSCA : 登録 RTECS : 登録なし

4 応急措置

目に入った場合：・ 流水で眼を最低 15 分間洗浄し、眼科医の手当を受ける。
 ・ 洗眼の際、瞼を指でよく開いて、眼球・瞼の隅々まで水が行き渡るようにする。
 皮膚に着いた場合：・ 物質に触れた部分を多量の水を流しながら、石鹸を使ってよく落とす。
 ・ 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は、医療処置を受ける手配をする。
 吸入した場合：・ 被災者を空気の新鮮な所に移し、医療処置を受けさせる。
 ・ 鼻をかませ、うがいをさせる。
 飲み込んだ場合：・ 直ちに医療処置を受ける手配をする。水でよく口の中をうがいさせる。

5 火災時の措置

一般的注意：・ 消火の際には、呼吸器、保護衣、保護手袋等の保護具を必ず着用する。
 ・ 可能であれば容器を移動する。移動不可能な場合は散水により容器を冷却する。
 消火方法：・ 小火災：粉末、二酸化炭素、水散布又は泡、大火災：水散布、霧又は泡

6 漏出時の措置

一般的注意：・ 可能であれば漏れを止める。
 処理作業に対する注意：・ 作業の際には必ず保護具を着用し、物質の付着、吸入を防ぐ。
 ・ 屋内の場合処理が終わるまで十分に換気する。屋外では風上から作業する。
 環境影響に対する注意：・ もれ出た物質や希釈水が河川等に排出されないよう注意する。
 もれ出た物の処理に対する注意：・ できるだけ掃き集めて密閉できる空容器に回収する。

7 取り扱い及び保管上の注意

取扱上の注意

- * 作業者の暴露防止：・ 排気装置や適切な保護具を利用し、作業者に物質が触れないよう、また物質の蒸気や粉塵を吸引しないようにする。
 ・ 取扱いは、換気の良い場所で行う。
- * 火災や爆発の防止：・ 周りに可燃物がある場所では火気使用を制限する。

保管上の注意

- * 一般的注意：・ 乾燥した冷暗所に、容器を密閉して保管する。

8 暴露防止及び保護措置

管理濃度：・ 作業環境評価基準(2017) 規定なし。
 (参考)・ 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん 3.0 mg/m³ (25°C, 1atm, 空気中)
 許容濃度：・ 下表参照(－は記載なし)

機関名 成分名	産衛学会 (2017) mg/m ³	ACGIH (2013) TLV-TWA mg/m ³	OSHA (2006) PEL-TWA mg/m ³
イットリウム及び化合物 (as Y)	—	1	—

TLV, PEL : いずれも許容濃度, TWA : 時間加重平均値

設備対策：・ 粉塵に暴露される可能性のある場合は局所排気設備を利用すること。
 保護具：・ 防塵マスク, ゴーグル型保護眼鏡, 保護手袋, 保護長靴

9 物理的及び化学的性質

注) 指数以外の右肩付数は温度(°C)

外 観 等 : ・ 白色固体

化 学 式 : $Y(C_{11}H_{19}O_2)_3$

式 量 : 638.7

融 点 : 170 °C

沸 点 : 145 °C/13.3Pa

溶 解 性

* 水 : ・ 不溶

* 可 溶 : ・ テトラヒドロフラン、トルエン、酢酸 n-ブチル、ヘキサン

可燃性 : ・ 可燃性である。

酸化性 : ・ なし。

10 安定性及び反応性

化学的安定性 : ・ 冷暗所に密閉保存で安定である。

* 混触危険物質 : ・ 強酸化剤

11 有害性情報

急性毒性 : ・ GHS 判定 データなし。

皮膚腐食性/刺激性 : ・ GHS 判定 区分 2 ; 皮膚刺激

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : ・ GHS 判定 区分 2 ; 強い眼刺激

呼吸器感作性/皮膚感作性 : ・ GHS 判定 データなし。

生殖細胞変異原性 : ・ GHS 判定 データなし。

・ 変異原性が認められた既存化学物質等(平成 29 年 11 月 21 日現在)に該当しない。

発がん性 : ・ GHS 判定 データなし。

・ 日本産業衛生学会(2017), IARC(2017), NTP(2016)及び ACGIH(2013)に記載なし。

生殖毒性 : ・ GHS 判定 データなし。

特定標的臓器毒性

単回暴露 : ・ GHS 判定 区分 3 ; 呼吸器への刺激のおそれ

反復暴露 : ・ GHS 判定 データなし。

吸引性呼吸器有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

その他の情報 : ・ 配位子であるジピバロイルムタンは皮膚、眼及び上気道を刺激する。

12 環境影響情報

水生環境急性/慢性有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

オゾン層への有害性 : ・ GHS 判定 データなし。

・ フロン, ハロンでない。

魚毒性 : ・ 現在のところ知見なし。

分解性 : ・ 現在のところ知見なし。

蓄積性 : ・ 現在のところ知見なし。

土壤中の移動性 : ・ データなし。

13 廃棄上の注意

廃棄方法 : ・ 専門の業者に委託する。

・ スクラバーとバーナー付きの焼却炉で灯油で希釈して焼却する。

特別管理産業廃棄物 : ・ 該当しない。

1 4 輸送上の注意

国連分類：(非危険物)

国連番号：－

輸出統計：2914. 19-000

輸入統計：2914. 19-000

海洋汚染：・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律：該当しない。

注意事項：・ 運搬中の温度、湿度、圧力等の変化で破損や漏洩等の恐れがない容器に、輸送中の破損等が起こらないように収納する。

1 5 適用法令

◆規制条項

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：◆新規化学物質
- ・ 労働基準法：◇労働安全衛生法に重複する内容は省く。
- ・ 労働安全衛生法：◆表示・通知対象物(イットリウム化合物)
- ・ 毒物及び劇物取締法：◇普通物(毒物や劇物に該当しない)
- ・ 消防法：◇非危険物(非届出物質)
- ・ 化学物質管理促進法(P R T R 法)：◇非該当
- ・ 道路法：◇非危険物
- ・ 船舶安全法：◇非危険物
- ・ 港則法：◇非危険物
- ・ 航空法：◇非危険物
- ・ 外国為替及び外国貿易管理法 * 輸入貿易管理令：◇自由化品目
* 輸出貿易管理令：◆別表第一 該当
- ・ 環境基本法：環境基準 ◆大気(浮遊粒子状物質)◆水質(浮遊物質、COD、BOD)◇土壌(一)
- ・ 大気汚染防止法：◆粉じん、ばい煙(ばいじん)
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律：◇特定物質でない。
- ・ 悪臭防止法：◇悪臭物質に該当しない。
- ・ 下水道法：◆水質基準(浮遊物質、COD、BOD)
- ・ 水質汚濁防止法：◆排水基準(浮遊物質、COD、BOD)◇地下浸透水規制(一)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：◇特別管理産業廃棄物に該当しない。
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：◇海洋汚染物質に該当しない。

1 6 その他

参考文献：

- 1) JISZ7252 (2014) ; GHS に基づく化学品の分類方法
- 2) JISZ7253 (2012) ; GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法
ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- 3) 事業者向け GHS 分類ガイダンス(平成 25 年度改訂版(ver. 1.1) 経済産業省
- 4) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP ; (独)製品評価技術基盤機構(NITE))
- 5) C&L Inventory ; European Chemicals Agency, <http://echa.europa.eu/>
- 6) PubChem Compound Database ; 米国国立医学図書館 国立生物工学情報センター
- 7) STN Registry file

注意事項：・ 本情報は製品に対しての品質保証や安全保証をするものでなく、製品の危険、有害性等に関する情報を提供するものです。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策をお願いいたします。